

## 熊本県農業再生協議会規約の改正について

### 1 改正の理由

- 県農業再生協議会が、平成28年度から新たに所管する事務事業の追加、完了した事業の削除、事業名称の変更及び機構改革に伴う改正。

### 2 主な改正点

名称	改正内容等
1 規約	<p>第4条（事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・収入減少影響緩和交付金の推進を追加</li> <li>・米価変動補てん交付金、規模拡大交付金、再生利用交付金、大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> <li>・球磨焼酎等ブランド確立推進事業の名称変更</li> <li>・産地パワーアップ事業の項目を追加</li> </ul> <p>第7条（役員の定数及び選任）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産部生産局長を農林水産部生産経営局長に変更</li> </ul> <p>第18条（幹事会の構成等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県農業協同組合中央会・連合会、熊本県農林水産部の機構改革を反映</li> </ul> <p>第24条（資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策推進事業の名称を変更</li> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> </ul>
2 事務処理規程	<p>第3条（事務処理体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県農業協同組合中央会・連合会、熊本県農林水産部の機構改革を反映</li> <li>・球磨焼酎等ブランド確立推進事業の名称変更</li> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> <li>・産地パワーアップ事業の項目を追加</li> </ul>

名称	改正内容等
3 会計処理規程	<p>第2条（適用範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策推進事業交付要綱の名称変更</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> </ul> <p>第4条（会計区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策推進事業の名称変更</li> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> <li>・球磨焼酎等ブランド確立推進事業の名称変更</li> </ul> <p>第8条（経理責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県農業協同組合中央会・連合会、熊本県農林水産部の機構改革を反映</li> <li>・経営所得安定対策推進事業の名称変更</li> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> <li>・球磨焼酎等ブランド確立推進事業の名称変更</li> </ul>
4 文書取扱規程	<p>第5条（文書管理責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA中央会、熊本県農林水産部の機構改革を反映</li> <li>・経営所得安定対策推進事業の名称変更</li> <li>・収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理の項目を追加</li> <li>・大豆・麦等生産体制緊急整備事業の項目を削除</li> <li>・球磨焼酎等ブランド確立推進事業の名称変更</li> <li>・産地パワーアップ事業の項目を追加</li> </ul>
5 公印取扱規程	<p>第11条（使用範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策推進事業の名称変更</li> </ul>

熊本県農業再生協議会 「規約」新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
<p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進にすること。 (削る)</p> <p>(2) 災作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進にすること。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進にすること。 (削る)</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(7) 農地の利用集積に関すること。 (削る)</p> <p>(8) 加工原料米多収化推進事業に関すること。</p> <p>(9) 燃油価格高騰緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(10) 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(11) 稲作農業の体质強化緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(12) 産地ペワーアップ事業に関すること。</p> <p>(13) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p>	<p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(2) 米価変動補てん交付金の推進に関すること。</p> <p>(3) 災作物の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(5) 規模拡大交付金の推進に関すること。</p> <p>(6) 再生利用交付金の推進に関すること。</p> <p>(7) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(8) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(9) 農地の利用集積に関すること。</p> <p>(10) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進に関すること。</p> <p>(11) 球磨先駆等ブランド確立推進事業に関すること。</p> <p>(12) 燃油価格高騰緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(13) 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(14) 稲作農業の体质強化緊急対策事業の推進に関すること。</p> <p>(15) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p>
<p>第5条～第6条 (略)</p>	<p>第5条～第6条 (略)</p>
<p>第7条</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会会長をもって充てる。 3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産局長をもつて充てる。 4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事長及び熊本県農業会議会長をもつて充てる。</p>	<p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会会長をもつて充てる。 3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事會長及び熊本県農林水産部生産局長をもつて充てる。</p> <p>4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事長及び熊本県農業会議会長をもつて充てる。</p>

第8条～第17条 (略)

第18条 県協議会の業務を行ふため、幹事会を置く。  
2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもつて組織する。  
(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長  
(2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産園芸課長  
(3) 熊本県農林水産部 農産園芸課長  
(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事  
(5) 熊本県農業共済組合 参事  
(6) 熊本県農業會議 事務局長  
(7) 熊本県市長会 事務局長  
(8) 熊本県町村会 事務局長

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

第8条～第17条 (略)

第18条 県協議会の業務を行ふため、幹事会を置く。  
2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもつて組織する。  
(1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 営農生活センター所長  
(2) 熊本県農業協同組合連合会 農産園芸課長  
(3) 熊本県農林水産部 農産園芸課長  
(4) 熊本県主食集荷協同組合 参事  
(5) 熊本県農業共済組合 参事  
(6) 熊本県農業會議 事務局長  
(7) 熊本県市長会 事務局長  
(8) 熊本県町村会 事務局長

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

第19条～第23条 (略)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。  
(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金  
(削る)  
(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金  
(3) 燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金  
(4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金  
(5) 稲作農業の体质強化緊急対策事業に係る交付金等  
(6) 県からの補助金・交付金  
(7) その他の収入

第19条～第23条 (略)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。  
(1) 経営所得安定対策推進事業(直接支払推進事業) 費補助金  
(2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金  
(3) 燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金  
(4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金  
(5) 稲作農業の体质強化緊急対策事業に係る交付金等  
(6) 県からの補助金・交付金  
(7) その他の収入

第25条～第27条 (略)

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の5日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。  
(1) 事業実績書  
(2) 収支計算書  
(3) 正味財産増減計算書  
(4) 貸借対照表

第25条～第27条 (略)

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の5日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。  
(1) 事業報告書  
(2) 収支計算書  
(3) 正味財産増減計算書  
(4) 貸借対照表

(5) 財産目録	(5) 財産目録
2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。	2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。	3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
第29条 会長は、第27条に掲げる書類について、総会の議決を得た後、九州農政局長に提出しなければならない。	第29条 会長は、第29条に掲げる書類及び前條第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、九州農政局長に提出しなければならない。
第30条 この規約及び <u>第21条各号</u> に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく九州農政局長に届出なければならない。	第30条 この規約及び <u>第23条各号</u> に掲げる規程に変更があつた場合には、県協議会は、遅滞なく九州農政局長に届出なければならない。
第31条～第32条 (略)	第31条～第32条 (略)
附 則	附 則
1～18 (略)	1～18 (略)
19 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。	

熊本県農業再生協議会「事務処理規程」新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
<p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務事務責任者を置き、分担して行うものとする。【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長 (削る)</p> <p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(10) 稲作農業の体质強化緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p>	<p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策推進事業 (直接支払推進事業) の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手・企業参入支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・農業振興課長</p> <p>(6) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(7) 球磨溝畔等ブランクト確立推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局 園芸課長</p> <p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(10) 稲作農業の体质強化緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産局 農産課長</p>

(11) 产地ペワーアップ事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長

- 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

第4条 (略)

- 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

第4条 (略)

附則  
1～12 (略)  
13 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。

附則  
1～12 (略)

熊本県農業再生協議会「会計処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 県協議会の会計業務に関しては、 <u>経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱</u> （平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、 <u>燃油価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成25年2月26日付け24生産第2846号）、 <u>攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成25年2月26日付け24生産第2901号）、 <u>攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成26年2月6日付け25生産第2969号）、 <u>稻作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成27年2月3日付け26生産第2687号）及び <u>県本県農業再生協議会規約</u> （以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。	第2条 県協議会の会計業務に関しては、 <u>直接支払推進事業費補助金交付要綱</u> （平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）、 <u>大豆・麦等生産体制緊急整備事業費推進費補助金交付要綱</u> （平成25年2月26日付け24生産第2846号）、 <u>燃油価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成26年2月6日付け24生産第2901号）、 <u>攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成26年2月6日付け25生産第2969号）、 <u>稻作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱</u> （平成27年2月3日付け26生産第2687号）及び <u>県本県農業再生協議会規約</u> （以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
第3条 (略)	第3条 (略)
第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるどおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) <u>経営所得安定対策等推進事業会計</u> (2) <u>収入減少影響緩和交付金に係る積立金管会計</u> (3) <u>加工原料米多収化推進事業会計</u> (4) <u>燃油価格高騰緊急対策事業会計</u> (5) <u>攻めの農業実践緊急対策事業会計</u> (6) <u>稻作農業の体質強化緊急対策事業会計</u> (7) (1) (2) (3) (4) (5) (6) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (8) <u>その他の事業会計</u> 2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。	第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるどおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) <u>経営所得安定対策推進事業（直接支払推進事業）会計</u> (2) <u>大豆・麦等生産体制緊急整備事業会計</u> (3) <u>球磨焼酎等ブランド確立推進事業会計</u> (4) <u>燃油価格高騰緊急対策事業会計</u> (5) <u>攻めの農業実践緊急対策事業会計</u> (6) <u>稻作農業の体質強化緊急対策事業会計</u> (7) (1) (2) (3) (4) (5) (6) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (8) <u>その他の事業会計</u> 2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

<p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」とい う。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p>	<p>熊本県農業協同組合中央会・連合会 担当い手・法人サポートセンター所長</p>	<p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」とい う。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【経理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p>
<p>(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p>
<p>(3) 耕畜・連携対策に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(2) 経営所得安定対策推進事業（直接支払推進事業）の実施に係る事務</p>
<p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(3) 耕畜・連携対策に係る事務</p>
<p>(5) 農地の利用集積に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務</p>
<p>(6) 農地・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(5) 農地の利用集積に係る事務</p>
<p>(削る)</p>	<p>同上</p>	<p>(6) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務</p>
<p>(7) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管会計</p>	<p>同上</p>	<p>(7) 球磨・筑野川等ブランド確立推進事業に係る事務</p>
<p>(8) 農地の利用集積に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業の実施に係る事務</p>
<p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務</p>
<p>(10) 稲作農業の体质強化緊急対策事業の実施に係る事務</p>	<p>同上</p>	<p>(10) 稲作農業の体质強化緊急対策事業の実施に係る事務</p>
<p>2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務 責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責 任者を兼務することができる。</p>	<p>同上</p>	<p>2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務 責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責 任者を兼務することができる。</p>
<p>第9条～第38条（略）</p>	<p>同上</p>	<p>第9条～第38条（略）</p>
<p>附則</p>	<p>1～12（略）</p>	<p>1～12（略）</p>
<p>13 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

熊本県農業再生協議会「文書取扱規程」新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(文書管理責任者) 第4条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。) 第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【文書管理責任者】</p> <p>第4条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。) 第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>【文書管理責任者】</p> <p>【文書の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策推進事業(直接支払推進事業)</p> <p>熊本県農業協同組合中央会・連合会 法人・担い手サポートセンター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p> <p>(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長 (削る)</p> <p>(7) 加工原料充当収化推進事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(文書管理責任者)</p> <p>【文書管理責任者】</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(2) 経営所得安定対策推進事業(直接支払推進事業)</p> <p>熊本県農業協同組合中央会・連合会 法人・担い手センター所長</p> <p>(3) 耕畜連携対策に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農地・農業振興課長</p> <p>(5) 農地の利用集積に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農地・農業振興課長</p> <p>(6) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(7) 球磨焼酎等ブランド確立推進事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p> <p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務</p> <p>熊本県農林水産部生産局 農産課長</p>	<p>現 行</p>

<p>(10) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部<u>生産経営局</u> 農産園芸課長</p>	<p>(10) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部<u>生産局</u> 農産園芸課長</p> <p>(11) 产地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部<u>生産経営局</u> 農産園芸課長</p>	<p>2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。</p> <p>第5条～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。</p>
--	--	---

熊本県農業再生協議会「公印取扱規程」新旧対照表（案）

改 �正 後	現 行
第1条～第10条 (略)	第1条～第10条 (略)
第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、農業経営安定対策等推進事業費補助金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他の特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたりて、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。	<p>第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他の特に必要と認められる文書については、当該文書とその原議にわたりて、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附則 1～7 (略)</p> <p>8 この規約は、平成28年5月2日に一部改正する。</p>